

育児休業等に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と国立大学法人琉球大学西普天間事業場に勤務する職員の過半数を代表する者（以下「代表者」という。）は、本法人における育児休業等に関し、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づき、次のとおり協定する。

（育児休業の申出を拒むことができる職員）

第1条 学長は、次の職員から育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 週の所定労働日数が2日以内の者
- (2) 申出の日から1年（当該子が1歳以降の休業の場合は6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな者

（出生時育児休業の申出を拒むことができる職員）

第2条 学長は、次の職員から出生時育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 週の所定労働日数が2日以内の者
- (2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな者

（育児部分休業の申出を拒むことができる職員）

第3条 学長は、次の職員から育児部分休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 週の所定労働日数が2日以内の者

（育児のための所定外労働の免除の申出を拒むことができる職員）

第4条 学長は、次の職員から所定外労働の免除の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 週の所定労働日数が2日以内の者

（育児短時間勤務の申出を拒むことができる職員）

第5条 学長は、次の職員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 週の所定労働日数が2日以内の者

（介護休業の申出を拒むことができる職員）

第6条 学長は、次の職員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 週の所定労働日数が2日以内の者
- (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな者

(介護部分休業の申出を拒むことができる職員)

第7条 学長は、次の職員から介護部分休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 週の所定労働日数が2日以内の者

(介護のための所定外労働の免除の申出を拒むことができる職員)

第8条 学長は、次の職員から所定外労働の免除の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 週の所定労働日数が2日以内の者

(上原事業場における協定書の承継等)

第9条 本協定書は、令和6年3月28日付で国立大学法人琉球大学上原事業場過半数代表者と国立大学法人琉球大学長との間で締結された「育児休業等に関する協定書」の内容を承継し、移転に伴う変更以外の変更は行われていない。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年1月1日から令和7年3月31日までとする。

令和6年9月27日

国立大学法人琉球大学

西普天間事業場過半数代表者氏名 佐久川聰史 印

国立大学法人琉球大学長

西 田 瞳

